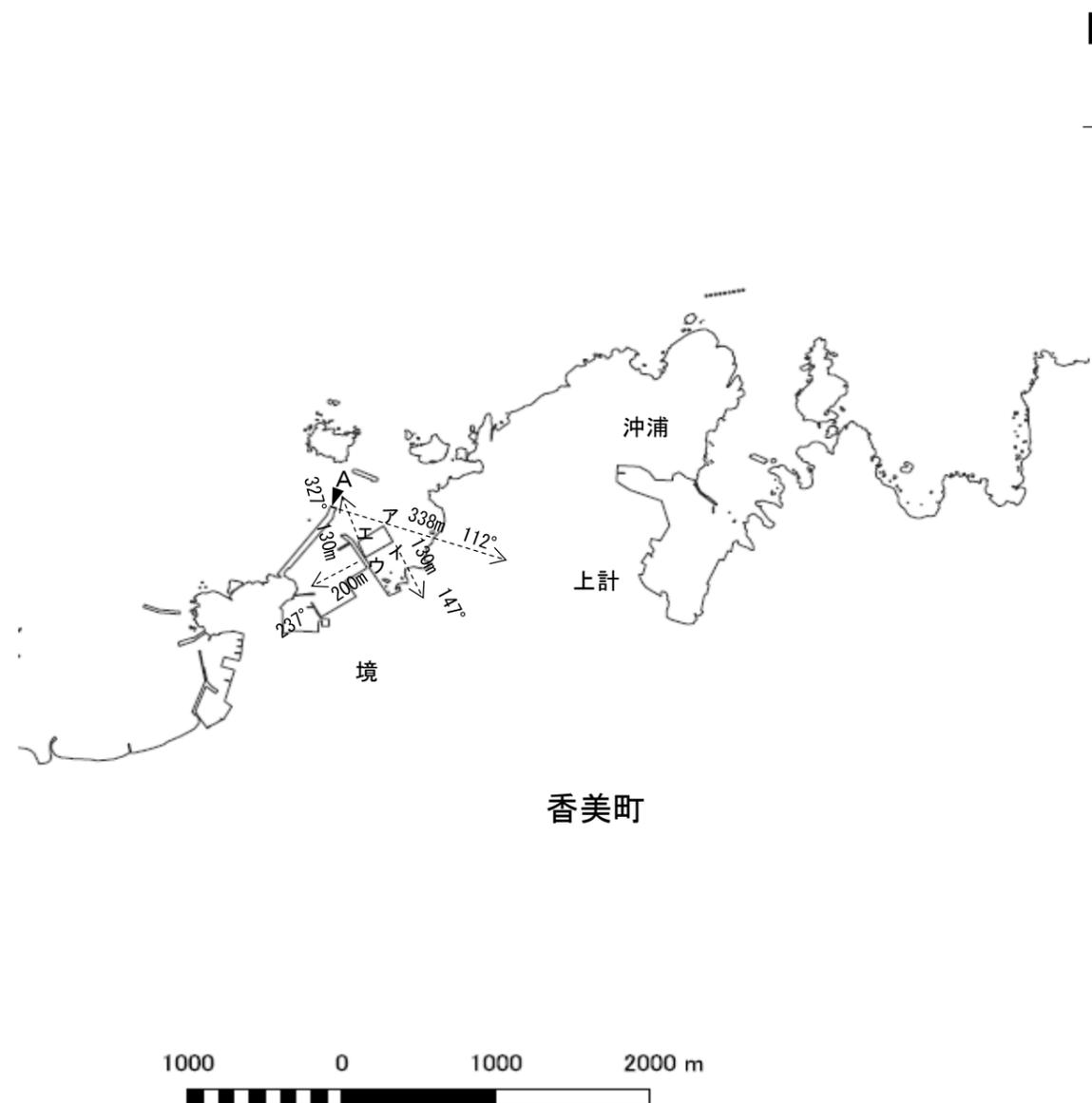


免許番号 区第703号

漁場の位置 美方郡香美町香住区境地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住東港西防波堤赤灯台
  - ア Aから112度338メートルの点  
(北緯35度39.26分、東経134度38.46分)
  - イ アから147度130メートルの点  
(北緯35度39.20分、東経134度38.50分)
  - ウ イから237度200メートルの点  
(北緯35度39.14分、東経134度38.38分)
  - エ ウから327度130メートルの点  
(北緯35度39.20分、東経134度38.35分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。  
注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許  
区 第703号 漁 場 図

表示 番号	表示				表示 番号	表示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続	令和 5年9月 1日 から	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	
			期間	令和10年8月31日 まで			
	漁場	別添漁場図のとおり					
	漁業の種類 及び 漁業の時期	第1種区画漁業 わかめ・こんぶ養殖業 10月1日から4月30日まで					
制限 又は 条件	養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。						
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項
1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のため漁業権の登録をする。 令和5年9月1日						
海区	但馬海区	免許番号	区 第 703 号	摘要			

